

いちほら病院(訪問リハビリテーション)

運 営 規 定

いちほら病院(訪問リハビリテーション)

いちほら病院(訪問リハビリテーション) 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人健佑会が開設する「いちほら病院(訪問リハビリテーション)」(以下「当事業所」という)が実施する訪問リハビリサービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 (1) リハビリテーションケアサービスを提供し、地域社会の福祉文化の育成に貢献する。
(2) 地域社会に密着したリハビリテーションサービスの連携と地域の医療、介護情報の提供を行う。

(運営の方針)

第3条 当事業所は利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の予防のため、要介護者の心身の特性を踏まえ、その機能の維持、回復を目指すとともに、生活の質を重視しながら在宅生活を継続できるよう支援する。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当事業所の所在地名称は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 いちほら病院(訪問リハビリテーション)
- (2) 開設年月日 平成18年10月1日
- (3) 所在地 茨城県つくば市大曾根3681
- (4) 電話番号029-864-0303(内線180) FAX 029-877-0313
- (5) 介護保険指定番号 0812011211

2. 出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 いちほら病院(訪問リハビリテーション) 茎崎出張所
- (2) 所在地 茨城県つくば市桜が丘16番地3
- (3) 電話番号029-846-5115 FAX 029-846-5116

(職員の職種、員数、職務内容)

第5条 当事業所の職員の職種、員数は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士1人以上とする。

2. 職務内容は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者への説明、同意を得た上で訪問リハビリテーション等を提供することとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として、毎週月曜日から金曜日
- (2) 休業日 年末年始の休日(原則として12月30日から1月3日)
- (3) 営業時間 9:00~17:30

(訪問リハビリテーションのサービス内容)

第7条 当事業所のサービスは次のとおりとする。

- (1) 関節拘縮予防
- (2) 筋力強化訓練(自主トレーニングの指導等)
- (3) 基本動作の練習(寝返り、起き上がり、立ち上がり、車椅子移乗練習等)
- (4) 日常生活動作訓練(食事や衣類の着脱、トイレ、入浴動作練習)
- (5) 移動動作の訓練(歩行等)
- (6) 介護用品選択のアドバイス
- (7) 住宅改修のアドバイス
- (8) 補装具、自助具適応の検討
- (9) 作業活動
- (10) 摂食・嚥下機能訓練
- (11) コミュニケーション能力訓練、等

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額は、重要事項説明書に掲載の料金とする。又、料金に変更が生じた場合は、利用者の同意を得るものとする。

(通常事業の実施地域及びサービス利用にあたっての留意事項)

第9条 通常事業の実施地域は、つくば市及び当事業所(または出張所)からの距離が片道15km以内の地域とする。サービスの利用にあたっては、別紙重要事項説明書のとおりとする。

(非常災害対策)

第10条 医療法人健佑会非常災害対策に準じる。

- (1) 火元責任者にはリハビリテーション療法科管理者をあてる。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。

(職員の服務規律)

第11条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第12条 当事業所職員の資質の向上のために、その研修会を確保する。

(職員の勤務条件)

第13条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健佑会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第14条 職員は、年1回の健康診断を受診する。

(感染症予防及びまん延防止対策)

第15条 当事業所は感染症の予防及びまん延を防止するためするために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備する。
- (3) 職員に対し感染症の予防及びまん延を防止するための定期的な研修を実施する。

(守秘義務)

第16条 当事業所の職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報をもらしてはならない。また当法人は個人情報を漏らすことがないよう指導教育を随時行う。

(個人情報の取り扱い)

第17条 当事業所とその職員は、医療法人健佑会の「個人情報保護方針」に基づき、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報は適切に取り扱うこととする。

(緊急時の対応)

第18条 利用者の心身の状態が急変した場合、主治医または協力医療機関と連絡をとり、速やかに対応することとする。

(事故発生時の対応)

第19条 サービス提供に伴い事故が発生した場合は、医療法人健佑会の安全管理委員会において速やかに対応し、当事業所は利用者及びその家族に連絡説明を行う。事故の内容によっては、行政機関にも報告する事とする。

(要望または苦情などの対応)

第20条 利用者および家族からの当事業所の提供するサービスに対しての要望または苦情については「苦情相談窓口」を設け対処しなければならない。

(損害賠償)

第21条 (1) 当事業所のサービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合は、利用者に対して損害を賠償する。

(2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者およびその家族は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 当事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を予防するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

実際に利用者に対する虐待を発見した場合には、高齢者虐待防止法に準じて行政機関に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者の負担額、苦情処理の対応、個人情報の取り扱いについては事業所内に掲示する。

付則

1. 当規定は平成18年10月1日より運用する。

2. 当規定は平成28年5月1日より運用する。

3. 当規定は令和4年5月11日より運用する。

4. 当規定は令和6年3月1日より運用する。